

SDGs達成に向けた具体的な取

項目番号	チェック項目	基本 達成率	改善 率	具体的な数値 (達成率の算出方法は、得意次第) (「計画」を達成した割合をもとに算出)	主なSDGs (17ゴールと169ターゲット) 関連項目																	
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
29	【製品・サービスの安全性】 ・製品・サービスの安全性を確保するための仕組みを構築している	基本 (必須)		安全性を確保するものの安全対策、各事業事例を社内共有し、危機管理についての一層の取組を行う	3.0															12.0		
30	【品質保証】 ・品質のよいモノやサービスを提供するための仕組みを構築している	基本 (必須)		前年度に安全部を設け、確認内容を社内で共有する															9			
31	【環境配慮】 ・環境に配慮した製品の開発・設計に取り組んでいる	チャレンジ (任意)										6							12	13	14	15
32	【社会課題解決】 ・社会課題を解決する製品・サービスの開発・展開に取り組んでいる	チャレンジ (任意)			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
33	【地域への配慮】 ・自社事業が地域に与える影響を把握し適切に対応している	基本 (必須)		交通量の把握と地域住民の生活道路使用時の安全確保の徹底、地域での要請に迅速に対応する	4									9	11	12			14	15	16	
34	【社会貢献活動】 ・寄付、ボランティアなど社会貢献活動に積極的に取り組んでいる	チャレンジ (任意)		事業所が所在地の青少年活動や子供達のスポーツクラブチームへの寄付を行っている	4										11				14	15	16	
35	【地域資源】 ・地域資源を積極的に利用(地産地消、地産外銷)している	チャレンジ (任意)											8	9	11	12	13					
36	【内部管理体制】 ・経営理念及び経営目標を社内でも共有している	基本 (必須)		経営理念、経営目標を社内にも提示する目標ローグ(半期ごと)提示										8	9						17	
37	【法令遵守】 ・法令遵守の考えを社内に関連し、法令を確実に遵守する体制・仕組みを構築している	基本 (必須)		取組許可の条項/条例について約款を提示、毎月一社内ミーティング、安全教育を行い法令遵守の重要性を伝える																		
38	【組織体制】 ・企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対応する担当、専門部署などの体制を整備している	基本 (必須)		各部署・管理系・責任者を配置し緊急体制を提示																	16	
39	【ステークホルダーへの対応】 ・ステークホルダー等との対応により、自社の活動がステークホルダーに及ぼす影響を把握し、適切に対応している (当該関係者：消費者、取引先及び社会等)	基本 (必須)		対話を通して情報交換を行い、各方向けに説明に臨み相談を行う一層努力																	16	
40	【リスクマネジメント】 ・リスクを特定・評価し、マネジメントするプロセスを整備している	チャレンジ (任意)		事業に及ぼす可能性が大きいものをミーティングで話し合いリスクアセスメントを作業																	16	
41	・CSR (Corporate Social Responsibility) 企業の社会的責任の考えに基づき企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対して、責任を持った対応に取り組む	チャレンジ (任意)																			16	
42	【事業継続】 ・事故や災害などの発生における事業継続計画を立案している	チャレンジ (任意)													9	11	13	12.1			16	
43	【事業承継】 ・事業承継に関する検討・対策を行っている	チャレンジ (任意)													8	9					17	

[illegible]

○ この「要件2」は、ISO26000（※1）、RBA（Responsible Business Alliance）（※2）行動規範等を参考に、持続可能性（SDGs）の観点で市場・社会から期待される基本的な事項）について整理し作成（「SDGsとの関連性」については、各項目について、169のターゲットに直接的に当てるのは困難な点、国際標準（※2）に照準する「ゴール」の当合はほぼ全当合、**赤字**で番号を記載）
※1 企業の社会的責任（CSR）の国際標準として知られる「ISO26000のチェックリスト」を参考に、「具体的な事項」として整理していることと確認することを確認することの規定
※2 労働環境、製品・プロセスの環境負荷に対する責任を定めていることと確認することの規定